

平成25年度

第8回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成25年7月9日(火)  
開会13時45分 閉会15時35分

場 所 教育委員室

# 平成25年度 第8回大分県教育委員会

## 【議 事】

### 1 議 案

第1号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について

### 2 報 告

- ①大分県学力定着状況調査について（速報）
- ②いじめ防止対策推進法について
- ③土曜授業に関する文部科学省中間まとめについて

### 3 協 議

- ①佐伯地域新設高校の校名について
- ②小・中学校との地域別意見交換会について
- ③大分県立図書館協議会委員の公募について

### 4 その他

## 【内 容】

### 1 出席者

委 員	委員長	岩 崎 哲 朗
	委員長職務代理	松 田 順 子
	委員	波多野 順 代
	委員	麻 生 益 直
	委員	林 浩 昭
	教育長	野 中 信 孝

欠席委員なし

事務局	教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	宮 脇 和 仁
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	竹 野 泰 弘
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義 亨
	特別支援教育課主幹	吉 野 一 郎
	高校教育課長	高 畑 一 淳
	社会教育課長	法 雲 淳
	人権・同和教育課長	小 池 昭 太 郎
	文化課参事	若 林 洋
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	全国高校総体推進局長	荒 川 孝 二
	教育改革・企画課主査	釘 宮 隆 之

### 2 傍聴人

9 名

## 開会・点呼

(岩崎委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。  
ただいまから、平成25年度第8回教育委員会会議を開きます。

## 署名委員指名

(岩崎委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、松田職務代理にお願いしたいと思います。

## 会期の決定

(岩崎委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。  
会議の終了は15時15分を予定しています。  
よろしく申し上げます。

## 議 事

(岩崎委員長)

それでは議案の審議に移ります。  
本日の議案は1件です。

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案及び協議③は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは第1号議案及び協議③の2件は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による報告等を行い、その後非公開による議事を行います。

## 【報 告】

### ①大分県学力定着状況調査について（速報）

（岩崎委員長）

それでは、報告第1号「大分県学力定着状況調査について」報告をしてください。

（後藤義務教育課長）

本年4月16日に実施いたしました平成25年度大分県学力定着状況調査の結果などを報告いたします。

1ページをお開きください。まず、上段の資料についてご説明いたします。

今年度より従前の基礎・基本の定着状況調査を改めまして、全国学力・学習状況調査に倣い、主に「知識」の定着状況、そしてその知識を用い思考・判断・表現する「活用」の両面から、学力の定着状況を測る調査をいたしました。

対象学年は、小学校の5年生、中学校の2年生で、これは従前の通りです。

小学校は、国立、公立、私立を合わせ、279校、9,904人が、中学校は国立、公立、私立を合わせ、132校、9,707人がそれぞれ参加いたしました。

調査は、小学校では国語、算数、理科の3教科でそれぞれ知識と活用を、中学校では国語、数学、理科、英語の4教科でそれぞれ知識・活用を調査し、全国平均である偏差値50と比較し、学力の定着状況を明らかにいたしました。

この結果は表にお示しいたしましたとおり、

・小学校では、

国語知識51.5、国語活用50.3

算数知識52.1、算数活用51.8

理科知識51.0、理科活用50.7

となり、3教科6つ全てで偏差値50を突破できました。

・中学校では、

国語知識50.7、国語活用50.2

数学知識 51. 1、数学活用 50. 7

理科知識 50. 5、理科活用 50. 1

英語知識 49. 3、英語活用 49. 8

となり、4教科中英語を除く6つで偏差値50を突破できました。

しかし、英語は昨年度と同様に偏差値50を下回る結果となり、全国的に英語教育の要請が高まる中で、大きな課題であると考えています。

なお、下段は市町村立学校のための偏差値平均であります。

市町村立学校だけですと、中学校国語の活用と理科の活用で偏差値平均50を下回ってしまいます。

続いて、下段の資料です。

今年度、調査方法を変更いたしましたので、単純には比較できませんが、平成16年度からの教科別偏差値平均の推移を表に表しました。4月調査に切り替えました平成16年度以降、複数の教科で偏差値平均50を超えることは安定してできなかつたのですが、平成23年度を境に、偏差値50を突破した教科が増えてまいりました。

今年度は、小学校と中学校を併せて14調査中、12調査で偏差値平均50を超えるに至りました。

では、2ページをご覧ください。そのことについて補足したものが、上段の折れ線グラフです。

小学校国語、算数、中学校国語、数学の4教科について、平成20年度以降の偏差値平均の推移をあらわしました。教科によっては波はございますが、全体としてはご覧のとおり、順調に偏差値平均は向上しております。

加えて、その時点での教育施策を時系列で並べてみました。

平成21年度には、客観的数値目標を含む学力向上推進計画をお立ていただいた市町村を支援する学力向上戦略支援事業を開始しました。その年度には、中津市、豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村、大分市、由布市、日田市の8市村を採択し、計画に応じ、学力向上支援教員18名を加配いたしました。

平成22年度からは全市町村が学力向上推進計画を策定いただきましたので、全市町村を採択し、36名の学力向上支援教員を加配いたしました。現在は72名の学力向上支援教員を配置しております。

また、平成21年の秋には、秋田・福井両県に対して、全市町村を5班に分け、71名の教員を派遣する学力向上対策先進地研修を実施しました。学力トップの両県からは、本当に沢山のことを学ばせていただきました。翌平成22年度は再び秋田県を訪れ、秋田県のスーパーティチャーである教育専門監の授業を、そして平成23年度は広島県のスーパーティチャーである指導教諭の授業を参観いたしました。

平成24年度は東京都、京都府、神奈川県の先進地を訪問しました。

これまでに計155名の教員を派遣し、進んだ取組に学び、管内の授

業改善に役立ててまいりました。

さらに、平成22年度の夏休みには、小学校4・5年生の希望者を対象に、学力向上ステップアップ講座をはじめました。これは、児童の個々のつまずきに応じ、学校が計画的に、5日間、地域人材や高校生等のサポートにより補充学習を進めるもので、平成24年度までの3ヵ年とも約80%の児童が参加し、自らのつまずき解消に努力してきました。

最後に、低学力の子どもに優しい3つの授業改善ですが、これは「1時間完結」型授業、板書の構造化及び板書とノートへの一体化等、低学力の子どもたちに優しい授業の日常化を目指し、昨年度まで3つの授業改善を徹底指導してまいりました。4ページの参考資料1をご参照願います。

なお、今年度からは、それをバージョンアップし、思考・判断・表現の工夫を加えた4つの授業改善の視点でもって全ての学校でお取り組みいただいております。

では2ページの下段をご覧ください。

これは、市町村ごとの偏差値平均を一覧にしたものであります。

姫島村の小・中学校並びに九重町の中学校につきましては、1校であり学校名及び学校情報が明らかになることから、公表を控えさせていただきましたが、他の市町につきましては、複数校でありますので表のように公表させていただきます。

また、偏差値平均50を完全に突破した調査結果には網掛けをしております。

豊後高田市、玖珠町が14調査全部で偏差値平均50を突破したのに続き、竹田市が13、日出町が12、杵築市、大分市、津久見市が11とそれに続く結果となっております。

多くの市町村で改善のあとがうかがえます。

ここでは、特に、成果の顕著でありました玖珠町につきまして、その取組をご紹介します。

5ページから8ページに参考資料2としてお示ししております。

この資料は、「芯の通った学校組織」推進プランに収録したものであります。

玖珠町教育委員会では、このようにPDCAサイクルを確立し、学力向上に取り組んでこられました。

まず、契機としては、平成21年度学力向上先進地研修の第1班として秋田県由利本荘市を訪れたことが大きかったと思います。当時の学校教育課長も参加いたしましたが、参加者は大いに刺激を受けました。そこで、教育委員会は、12月に町民集会を開催し、研修参加者に秋田型の授業改善方法や玖珠町での改善方策等を発表させます。

そして、その集会で、教育委員会は平成22年度から24年度までの3ヵ年の学力向上推進計画（素案）を発表いたします。

さらに、翌月の教育広報では、学力の状況をつぶさにしめすとともに学力向上推進計画の成案を公表します。また、推進計画を実効性のあるものにするために各種組織をつくり、具体的な行動を推進されます。

その取組の成果は11ページのグラフがしめすとおり、年々低学力層の生徒が上位の方向にスライドし、遂に、今年度は、小中とも「全ての教科で大分県平均を上回ること！」という目標を達成されました。

このことをして、直ちに学力向上と推進計画に因果関係があったとは申せませんが、点数学力を否定する一部の勢力に気兼ねした過去に決別し、さらに、子どもたちに学力をつけることに消極的だった一部教員の意識を具体的な行動に誘うことで改革していった成果だと考えております。

この玖珠町教育委員会の取組は、大分県の教育改革の貴重な成功例として、いまだ成果の出していない市町に対してご紹介するとともに、具体的な支援へと繋げていきたいと考えてます。

では最後に、今後の取組について申し上げます。3ページにお戻りください。

例年8月の下旬に全国学力・学習状況調査の結果が国より伝達されます。それを待って、8月末に県の目標達成校等と併せて調査結果の公表をいたします。

その後、本県調査と全国調査結果をさらに分析し、9月20日には、大学教授や市町村教育委員会の学校教育主管課長にお集まりいただき学力向上検証会議を開催し、学力向上対策の検証や今後の改善方策を協議いたします。

そして、それを受けまして、10月3日から約1ヶ月間にわたり、リレー式授業改善協議会「学力向上リレーセッション」を開催し、校長や教務などの主要主任、教科担任等に直接落とし込んで、具体的な授業改善を推進してまいります。

以上で、今年度の大分県学力定着状況調査結果等の報告を終わります。

(岩崎委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(林委員)

説明の中で、平成20年度以来成果が上がっているが、施策と反映しているとはいえないというようなことがありましたが、今回の結果がどれだけ施策を反映したのか分析したのですか。

(後藤義務教育課長)

そうした具体的なデータはございませんが、今年度学力向上検証会議等の機会を通じて市町村と一緒に分析していきたいと考えています。



(林委員)

英語の結果がよくないですが、秋田県は英語に対して新たな取り組みをしていると聞いています。このままでは学力トップの秋田にはなかなか追いつけないと感じます。

大分県としても、特に英語に対して、独自に全国に先駆けて取り組んでいくことが必要ではないですか。

(後藤義務教育課長)

秋田県では、高校と義務の指導主事が一緒になって英語の推進班を作りました。

また、算数・数学推進班を作り、算数・数学教育に力を入れていましたが、3年前秋田を訪問した際には、理数推進班となり、理数教育全体に力を入れていました。

本県でも、昨日、英語の指導主事に「これからの英語教育に対する要請を受け止めて、県として何ができるか考えてみよう」という話をしたところです。

(岩崎委員長)

施策と結果の関係分析について、統計の専門家を入れて分析したことはないのですか。

(後藤義務教育課長)

今までは、施策が結果にどう反映したかという視点で分析したことはありません。どの施策が、どんな効果があり、どこが子ども達にきいたのかといった分析については、学力向上検証会議でしっかりと分析していきたいと思います。

(岩崎委員長)

偏差値で地域ごとの差が大きく出ていますが、もう少し頑張っしてほしい市町村に対して、県として何か指導していきますか。

(後藤義務教育課長)

18市町村は、平成24年度までは「学力向上推進計画」を策定し、また25年度からは「学力向上アクションプラン」を策定し、学校組織をあげた学力向上に取り組んでいます。

課題のある市町村とは、特に連携を密にしていきます。私どもは、学力向上に関する成功事例も持っていますので、そうした事例を示しながら助言していきたいと思います。

今後とも、市町村と連携を取りながら進めていきます。

## ②いじめ防止対策推進法について

(岩崎委員長)

それでは、報告第2号「いじめ防止対策推進法について」報告をしてください。

(江藤生徒指導推進室長)

それでは生徒指導推進室から「いじめ防止対策推進法」について、現在分かっているところまでをご報告いたします。

「いじめ防止対策推進法」は、第183回国会において成立し、平成25年6月28日、平成25年法律第71号として公布されました。

この法律は、第1章第1条で、その目的を、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであると謳われております。

それでは、「いじめ防止対策推進法（概要）」について、ご説明申し上げます。

この法律は全体で6つの章からなっており、第1章総則で、先ほど述べました目的があり、第2条で法としてはじめていじめの定義がなされております。これまでは、各年度末毎に行われる「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の要項等の中で平成19年度から文部科学省により「一定の人間関係のあるものから心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの（いじめられた児童生徒の立場に立って判断する。起こった場所は校内外を問わない）」と定義されておりましたが、今回は法で「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為。（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されております。大きくは変わってはおりませんが、括弧書きの部分でインターネットに関するものが加えられている点は特徴的です。

それに続きまして、基本理念、国や地方公共団体等の関係者の責務が規定されておりますが、第4条で「児童等は、いじめを行ってはならな

い。」と明確に記載されていることも大きな特徴です。

第2章ではいじめの防止基本方針等が書かれており、第11条から第13条で、国は「いじめ防止基本方針」を定めること、地方公共団体は地域の実情に応じ、地域いじめ基本方針の策定に努めること、学校は学校の実情に応じた同様の学校いじめ防止基本方針の策定を求めています。これにつきましては、いずれまた文部科学省の方から指示がくるように連絡を受けております。また、第14条で、地方公共団体は「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができるとしてありますが、本県は、本年4月30日に既に「いじめ対策連絡協議会」を設置済みであります。

次に概要では中ほど、「三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置」と書かれておりますが、法では「第3章基本的施策」「第4章いじめの防止等に関する措置」として二つの章の構成に分かれております。

基本的施策としては、概要の三の1にありますように、法の第15条から21条にかけ①すべての教育活動における道德教育等の充実、②早期発見のための定期的な調査等の措置、③相談体制の整備、④インターネットを使って行われるいじめの対策推進、そして、国及び地方公共団体の講ずべきものとして⑤人材の確保、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動が謳われております。

また、いじめの防止等に関する措置としましては、2にありますように、そして法では第22条で、学校には複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。また、3にありますように法の第23条、24条で、いじめに対する学校での事実確認や支援、措置について書かれており、特に、学校の設置者にその結果の報告の義務づけや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべき時は所轄警察署と連携しなければならないことにも触れられております。そして、4にありますように、法の25条と26条で、いじめを行った児童等に対して懲戒や出席停止制度の適切な運用等を講ずるものとなっております。

次に概要の「四 重大事態への対処」ですが、法では第5章となっており、重大事態とは、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が認められる場合や児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるときとなっておりますが、ここでは、学校の設置者又は学校は、その重大事態に対する事実関係を質問票等を使って調査を行い、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、必要な情報を適切に提供すること、また地方公共団体の長にその報告を行い、再調査などをしながらその対処、防止のための必要な措置を講ずるように規定されております。

最後に概要の「五 雑則」ですが、法では第6章となっており、ここでは、学校評価において、いじめの早期発見、再発防止の取組等について適正に評価が行われるようにしなければならないと記されております。

す。

今回のいじめ防止対策推進法のポイントとしましては、各報道機関によってそのポイントの若干の違いがみられますが、総じて1「いじめが確認された場合、学校から教育委員会への報告の義務づけ、特に重大事案では国や自治体への報告の義務づけ」2「被害者側への適切な情報提供」3「学校にいじめ防止対策のため複数の教職員や心理、福祉等の専門家による組織の設置」4「加害者への出席停止などの措置」5「犯罪行為と認めるときは警察と連携し、対処する」ことなどとなっております。

なお、この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとされており、具体的には9月28日（土）施行ということになります。

（岩崎委員長）

何か質問・ご意見等はありませんか。

（林委員）

大分県としては、対策として実施できていることも多いけれども、法律ができたことによって何か変わることがありますか。

（江藤生徒指導推進室長）

いじめ対策連絡協議会、いじめ対応スキルアップ研修会、学級づくり研修会、いじめゼロ子どもサミット等 既に実施しております。また、専門家チームとしていじめ解決支援チームも設置して活躍しています。

今後、文部科学省から具体的な指示があれば検討して取り組みます。

（波多野委員）

第22条には、学校はいじめの防止を実効的に行うため、学校に複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等の組織を置くことになっていますがその点についてはどうですか。

（江藤生徒指導推進室長）

学校において評議員等の協力を頂きながら、組織を作っていきたいと思えます。

（波多野委員）

評議員は偏りがあると思うので、民生委員等を組織に入れてはどうですか。その方が有効的だと思います。

(江藤生徒指導推進室長)

分かりました。

(松田職務代理)

いじめの解決には、クラス担任に相談している例が多いです。対策の方向性は、やはり、クラスづくりだと思います。いじめ対策は、たくさんあるので、成功例を分析して参考にするとよいのではないかと考えています。

加害者への対応として出席停止が挙がっていますが、家庭での指導では家で目が届かない場合もあります。出席停止であまり良くなったことは無いです。スクールカウンセラーが関わって加害者、被害者ともに学校できちんと指導して人間の成長を促すようにしていくことが大切であると思います。

つまり「心の教育」が大切です。みんなが仲良くしていく社会づくりが大切なので学校現場で十分に話してもらいたいと思います。

(江藤生徒指導推進室長)

私も、学校に出席させて指導することで効果があった経験をしています。今後、成功例も分析しながら対策を立てていきます。

(岩崎委員長)

いずれにせよ、法律ができたからといっていじめが解決するわけではありません。

今後の取組が大切になってくると思います。

### ③土曜授業に関する文部科学省中間まとめについて

(岩崎委員長)

それでは、報告第3号「土曜授業に関する文部科学省中間まとめについて」報告をしてください。

(佐野教育改革・企画課長)

「土曜授業に関する文部科学省中間まとめについて」について報告します。

資料をご覧ください。

平成25年6月28日にでた中間まとめでございます。

土曜授業に関する検討チーム

1 土曜授業に関する検討の経緯

- 本年3月、省内に、「土曜授業に関する検討チーム」（主査：義家弘介大臣政務官）を立ち上げ、教育委員会等からのヒアリングも行いつつ、土曜授業の在り方について検討。

## 2 土曜日授業の実施に関する基本的方向

### 1) 土曜日における教育活動の理念

- 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという理念は、普遍的に重要。
- 学校週5日制は、このような基本理念を踏まえて導入されたものであるが、一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘。子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら取組を充実することが必要。

### 2) 土曜授業の制度設計

- 学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、その推進のための制度設計について、以下の二つの場合に分けて検討。

<全国一律で土曜授業を制度化する場合（隔週等で実施する場合も含む）>

- 全国一律で原則土曜日に授業を行う制度へ変更。
- 学校週5日制を前提に定着してきた様々な取組や実情があることなどに留意した上で検討することが必要。
- 教職員の勤務体制についても、法令改正などを検討する必要があり、労働法制及び公務員法制全体に関わる課題となりうることに留意することが必要。

<設置者の判断で土曜授業を実施する場合（隔週等で実施する場合も含む）>

- 現在も、一部で実施され、成果が報告。
- 学校教育法施行規則に定める「特別の必要がある場合」の基準が明確でないことが、各設置者に実施を躊躇（ちゅうちょ）させているとの指摘がある。
- 学校教育法施行規則を改正し、設置者の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能である旨を明確化することにより、土曜授業の実施を促進し、子供たちの学習活動の充実を図ることが考えられる。
- 全国一律での土曜授業の制度化については、今後、教育課程全体の在り方の中で検討する必要。

まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行うことが考えられる。

- 質の高い土曜授業の実施のための支援策や、土曜日の地域における学習やスポーツ、体験活動など様々な活動を一層促進するための方策など、子供たちの土曜日をトータルとしてより豊かで有意義なものとするための施策についても検討する必要。

### 3) 土曜授業の実施に当たり留意すべきこと

- 例えば、地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、土曜日に実施することのメリットを活かしながら、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業を行うなどといった工夫が期待。
- 土曜授業を実施する場合どの程度の頻度とするかなどについては、学校や地域の実情、子供たちの負担等も踏まえながら、設置者において適切に判断。土曜授業以外にも、地域における様々な活動が実施されていることから、学校、家庭、地域が連携して、土曜日を有意義に活用していくことが重要。

### 3 今後の検討

- 以上の基本的方向をもとに、今後更に必要な調査や情報収集等を行いながら、具体的な制度設計や支援方策等について検討。
- 特に、今後の制度改正等にも資するよう、改めて各教育委員会等への調査を行うとともに、本年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒の土曜日の過ごし方についての結果等も踏まえながら、中央教育審議会等における議論も踏まえた専門的な検討を行い、本年秋を目途に一定の成果を出すことを目指す。

本年秋に最終まとめができるということでございます。大分県内では、小学校、中学校とも土曜日授業は行われておりません。他方、豊後高田市の「学びの21世紀塾」をはじめ地域住民と連携して土曜日に活動を行うといった取り組みが進められております。今後文科省の検討状況、全国の状況を踏まえ、検討していきたいと思っております。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(松田職務代理)

もともと、六日制から、五日制にした時の目的は何だったのですか。デメリットが多いので、五日制を見直したのですか。

(佐野教育改革・企画課長)

五日制については、学校だけで子どもを育成するのではなく、家庭や地域が共に子どもを育成していくことを進めていくのにあたって、土曜日を休みにしてその際地域活動等、多様な体験、多様な学びを行うのが子どもにとって重要だという理念が大きかったように思います。そういう理念がある一方で、土曜日を有意義に過ごしていない子どもたちが少なからず存在する、土曜日の有意義な活動が広がっていくことが期待されたのですが、子どもたちがどれくらい本当に地域や保護者と一緒に様々な活動を行っているのかというと、必ずしもそうではない場合があります。そのため、学校が管轄をしながら地域と連携し総合的な活動時間を土曜日に行っていくのがいいのではないかと、といった発想で書かれているように見受けられます。

(岩崎委員長)

大分県では行われていない、福岡の一部については行われている理由は。

(佐野教育改革・企画課長)

全国的な中間まとめで書いてあることで言いますと、「公開授業を行う」が約5%、「総合な学習を時間を土曜に行う」が約2%となっております。文科省の検討チームの中では、思ったよりも土曜日授業が広がっていない理由の一つに、学校教育法施行規則において「特別の必要がある場合」の基準についての問題があり、土曜日に授業が行われていないと推測をしているということだと思います。

(岩崎委員長)

義務教育のほうに、土曜授業をやりたいと要望が上がってきていますか。

(後藤義務教育課長)

五日制がはじまった主旨は重く受け止められていて、この10年が経過しました。

市町村の率直な声を聞きながら考えていきたいと思っておりますし、文科省が全国的に意向調査を全市町村にかけ7月末に結果報告するので、市町村にその回答をいただきながら具体的な話をしていきたいと思っております。

(波多野委員)

県立の高校は状況は違いますよね。高校はどうですか。



(高畑高校教育課長)

高校は、県立の普通科を中心に24校で土曜講座を教育課程外で実施しております。51.1%という規模でございます。あくまでも教育過程外でここでいう土曜授業ではありません。

(岩崎委員長)

義務教育に戻りますが、法改正が行われる前提で佐野課長は、この資料を書かれているのですか。

(佐野教育改革・企画課長)

これは文科省が作った資料です。文科省としては改正は行っていく方向を打ち出した上で土曜授業の実施に当たっては教育課程を先に進めるといったことではなく、大人も休みだというメリットを生かして道徳・総合的学習時間を土曜授業として推奨をしていくということのようです。

(河野教育次長)

中間取りまとめの段階ですので具体的な方向性については、また報告したいと思います。

(岩崎委員長)

今後の検討に入ってくるということになっていくのですね。

(松田職務代理)

就学前は子ども子育て3法案ができ、変わりつつあります。就学前と義務教育の連携はどうなっていますか。

(佐野教育改革・企画課長)

まだ、はっきりしていません。

(岩崎委員長)

大分県の場合は、県教委全体としては、土曜授業を積極的にやりたいという方向性で考えているのですか。

(佐野教育改革・企画課長)

今後の検討課題だと思います。方向性も検討しなければいけないし労働体系との関係もでてきますのでメリット・デメリットを考えながら、秋には文科省の一定の結論が出るので今年度中には、検討しなければいけないと思っております。

(岩崎委員長)

義務教育の場合は、ある特定の地域で寺子屋的なことはあるにしてもほとんどの所で行われていないという実態があると思うが、そこについて、市町村教委に大きな方向性として「こういうところ」を検討してほしいという姿勢を打ち出すのですか。

(佐野教育改革・企画課長)

広い意味で地域の活動取組を活発にさせていくというのは、県教委としてはずっと進めていっておりますし、今後も進めていって行くのだと思います。

市町村教委とも話していきながら方向性も含めて考えなければいけないと思います。

(麻生委員)

県の方から、各市町村に対して、何らかの方向性が少しでも出せるような環境をどう作るかということ、今後検討する必要がありますね。

(波多野委員)

市町村の教育委員会は人的に少ない環境であるわけですから県教委から伝えていくことが必要だと思います。

(岩崎委員長)

今後の検討課題で取り入れていただければと思います。

## 【協 議】

### ①佐伯地域新設高校の校名について

(岩崎委員長)

それでは、協議の①「佐伯地域新設高校の校名について」協議をします。

(高畑高校教育課長)

<説明概要>

- ・ 7月4日に開催した第1回新設高校開校支援委員会で候補となった4案について協議

・決定は7月30日開催予定の第2回教育委員会

(岩崎委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(林委員)

国東・国東農工の統合の時も、校名については苦勞しました。悩ましい問題であります。

(波多野委員)

地元卒業生の意見を尊重していくのか、それとも、これから入学する子ども達の意見を尊重するのか、迷うところであります。

(麻生委員)

佐伯鶴岡、佐伯鶴城という校名由来は、何ですか。

(高畑高校教育課長)

鶴岡は佐伯鶴岡高校が所在している地区名です。鶴城は城山の鶴屋城からです。

(麻生委員)

校名の応募に際しては、在京佐伯市人会などには声かけはしたのですか。

(高畑高校教育課長)

市外・県外からの応募はこれまでに比べれば多いです。開校支援委員会には両校の同窓会長も参加しています。佐伯豊南同窓会は「佐伯豊南」、佐伯鶴岡は新しい校名「佐伯総合」にして欲しいという意見であります。

(松田職務代理)

宇佐高校と四日市高校が統合する時も校名で議論になりました。中学生が判断している高校名がいいのではないですか。

(岩崎委員長)

他に何かございませんか。

次回の7月30日の教育委員会で決めますので、それまでみなさん良くお考えください。

## ②小・中学校との地域別意見交換会について

(岩崎委員長)

それでは、協議の②「小・中学校の地域別意見交換会について」協議をします。

(佐野教育改革・企画課長)

### <説明概要>

#### 平成25年度県教育委員会、市町村教育委員会 小・中学校長の地域別意見交換 会実施予定

##### 1 目的

県教育委員会と市町村教育委員会及び小・中学校長が効果的な取組や課題を共有し、全県を上げて児童生徒の育成を図ることを目的として行う。市町村教育委員会から当該市町村における効果的な取組やそれを拡大していく方法（「点から面へ」「組織的な取組」）について発表していただいた上で県教育委員会、市町村教育委員会及び小・中学校長が現状や課題等について率直に意見交換を行い、双方向の意思疎通を深める。

##### 2 参加者・市町長（お時間が許せば）

- ・公立小・中学校長、学校支援センター所長
- ・県立高等学校長、特別支援学校長
- ・市町教育委員会関係者
- ・県教育委員会教育委員、県教育委員会教育長関係課（局・室）長、教育事務所長等

##### 3 予定 ①8月7日（水）別府市・日出町

時間 15:00～17:00

場所 別府市役所 5F大会議室

##### ②8月23日（金）由布市・九重町

時間 15:00～17:00

場所 湯布院庁舎コミュニティセンター 2Fホール

##### ③10月8日（火）大分市

時間 13:00～15:00（Aグループ）

15:30～17:30（Bグループ）

場所 大分市金池会館 大ホール

##### ④11月 宇佐市・杵築市

##### ⑤ 1月 佐伯市（移動教育委員会）

(岩崎委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑、意見なし)

それでは、先に非公開と決定しました議案をいたしますが、その前に、公開でその他等、何かございませんか。

では、非公開の議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

2課（教育改革・企画課、社会教育課）在室

## 【議案】

### 第1号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について

(岩崎委員長)

それでは、第1号議案「大分県図書館協議会委員の任命について」提案を求めます。

(説明)

(岩崎委員長)

何かご意見ご質問はありませんか。

(質問、意見)

(岩崎委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

第1号議案については、提案どおり承認します。

## 【協 議】

(岩崎委員長)

それでは、協議の③「大分県立図書館協議会委員の公募について」協議をします。

(説明)

(岩崎委員長)

質疑・意見等のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(岩崎委員長)

他に何かはございませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえて、進めてください。

最後にこの際、何かありましたらどうぞお願いします。

それでは、これで平成25年度第8回教育委員会会議を閉会します。

# 平成25年度第8回大分県教育委員会会議次第

日時 平成25年7月9日(火)

13:45～15:15

場所 教育委員室

## 1 開 会

## 2 署名委員の指名

## 3 議 題

### (1) 議 案

第1号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について

### (2) 報 告

①大分県学力定着状況調査について(速報)

②いじめ防止対策推進法について

③土曜授業に関する文部科学省中間まとめについて

### (3) 協議

①佐伯地域新設高校の校名について

②小・中学校との地域別意見交換会について

③大分県立図書館協議会委員の公募について

### (4) その他

## 4 閉 会

# 平成25年度 大分県学力定着状況調査 速報

義務教育課

## I 調査の概要

- 1 調査期日 平成25年4月16日(火)
- 2 調査を実施した児童・生徒数(学校数) ※ 国県私立校を含む全校  
 小学校5年生 9,904人(279校)  
 中学校2年生 9,707人(132校)
- 3 調査方法 全国学力・学習状況調査に併せ「知識」と「活用」をそれぞれの教科で問う。

## II 結果の概要

【教科別偏差値平均】

※ 下段は市町村立学校のみ

小学校5年生					
国語		算数		理科	
知識	活用	知識	活用	知識	活用
51.5	50.3	52.1	51.8	51.0	50.7
51.4	50.2	52.0	51.7	50.9	50.7

中学校2年生							
国語		数学		理科		英語	
知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用
50.7	50.2	51.1	50.7	50.5	50.1	49.3	49.8
50.5	49.9	50.8	50.3	50.2	49.7	48.9	49.5

【小学校】	○全ての教科ではじめて偏差値50を超えた。
【中学校】	○6/8の教科で偏差値50を超えた。 ●昨年同様に英語に課題がある。

## 大分県学力定着状況調査 教科別偏差値の推移

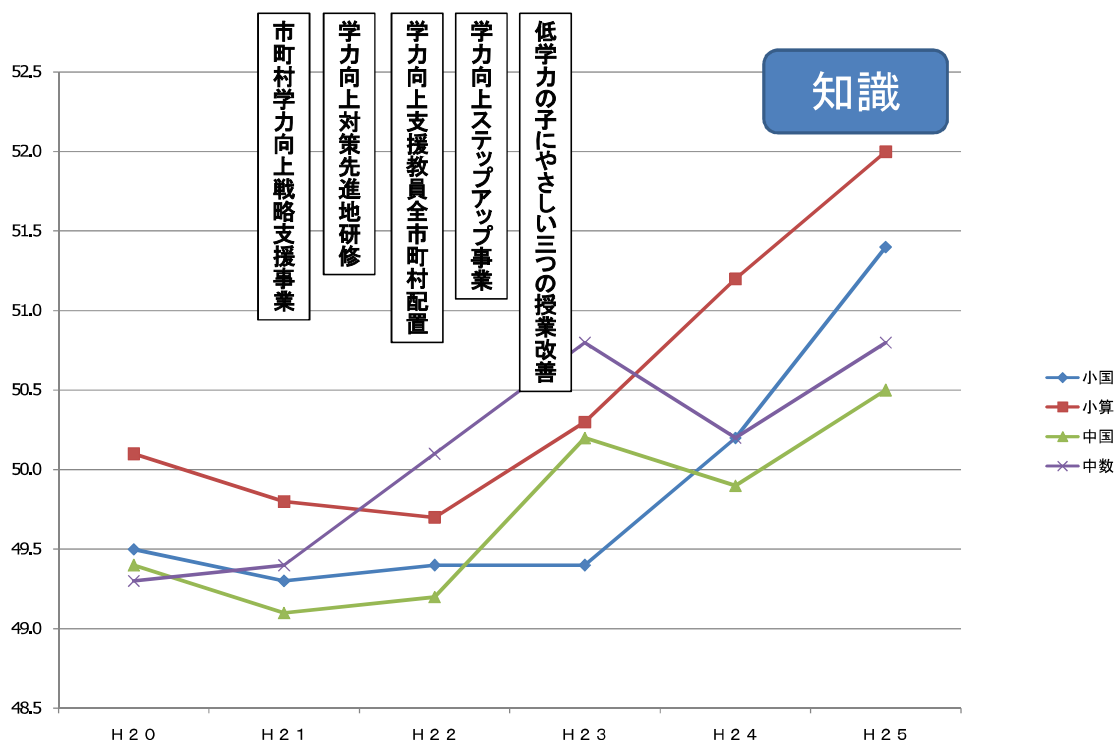
(国県私立校を含む全校)

	小学校5年生						中学校2年生								偏差値 50以上の 教科数
	国語(小)		算数(小)		理科(小)		国語(中)		数学(中)		理科(中)		英語(中)		
	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	
<b>H25</b>	51.5	50.3	52.1	51.8	51.0	50.7	50.7	50.2	51.1	50.7	50.5	50.1	49.3	49.8	12/14
H24	50.2	51.3	49.1				50.2	50.5	50.5				49.6	5/7	
H23	49.5	50.4	実施せず				50.5	51.1	実施せず				50.4	4/5	
H22	49.5	49.8					49.5	50.4					50.1	2/5	
H21	49.4	49.8	実施せず				49.6	49.9	実施せず				50.1	1/5	
H20	49.6	50.2					49.8	49.8					49.6	1/5	
H19	49.5	49.9	実施せず				49.7	50.4	実施せず				50.2	2/5	
H18	48.6	49.9					51.0	49.7					51.5	2/5	
H17	48.6	49.6	実施せず				49.9	49.9	実施せず				49.9	0/5	
H16	48.0	49.9					49.8	50.2					49.3	1/5	

基礎・基本の定着状況調査



## 偏差値平均の推移(H20~H25)



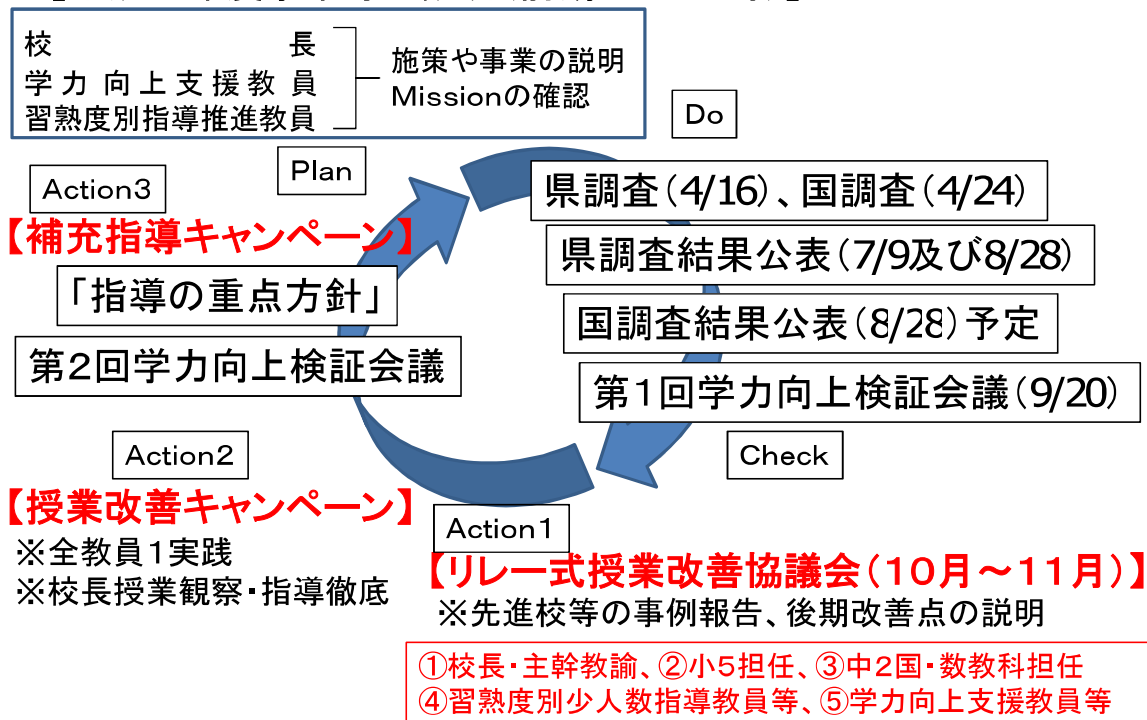
平成25年度 大分県 学力定着状況調査 市町村別偏差値平均一覧

市町村	小学校						中学校							
	国語		算数		理科		国語		数学		理科		英語	
	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用
中津市	50.4	49.2	51.7	50.8	50.4	49.4	49.7	48.9	50.1	50.1	49.7	48.5	49.1	48.7
豊後高田市	53.4	50.9	52.0	50.2	51.2	51.9	55.1	52.2	54.4	52.5	56.1	54.3	54.4	55.7
宇佐市	54.0	51.5	54.3	52.2	52.8	52.3	49.6	50.0	50.6	50.3	50.8	48.8	48.1	48.5
別府市	50.6	49.5	49.8	50.3	49.9	49.7	50.6	49.9	51.1	50.5	49.7	50.1	48.8	49.1
杵築市	52.3	50.9	52.7	53.5	50.7	50.6	51.2	49.9	50.1	50.1	52.0	50.2	47.7	48.3
国東市	52.8	50.3	53.2	51.9	52.2	51.5	50.3	49.9	52.0	49.8	49.8	50.3	46.8	47.6
姫島村	※ 公表不可													
日出町	51.6	48.8	51.4	52.0	49.3	50.2	53.5	51.2	52.6	52.2	53.9	52.5	52.0	52.6
大分市	51.7	50.8	52.9	52.7	51.5	51.4	50.1	50.0	50.8	50.3	50.3	49.9	48.9	49.7
臼杵市	50.4	50.0	50.1	51.3	49.8	49.5	50.6	49.0	51.7	49.6	49.3	48.5	48.0	48.7
津久見市	52.0	50.5	52.0	53.5	51.4	50.0	50.2	50.5	50.6	49.9	49.9	50.0	49.4	50.4
由布市	47.6	47.7	48.4	48.5	47.1	46.9	50.6	50.3	50.0	49.4	47.3	49.0	49.6	49.8
佐伯市	49.0	48.0	49.5	49.1	48.7	49.0	50.7	50.1	50.9	51.1	50.4	50.6	49.9	49.9
竹田市	51.6	50.7	52.9	51.6	52.3	51.8	51.2	50.7	52.7	51.6	52.7	51.6	49.0	50.4
豊後大野市	49.8	48.0	50.2	48.8	47.6	47.8	50.1	49.9	49.5	49.4	48.8	48.5	47.3	48.3
日田市	53.1	51.0	53.0	52.6	53.0	52.0	51.2	49.9	49.8	49.1	46.7	47.9	48.6	48.8
九重町	52.5	50.7	50.1	49.4	51.4	48.3	※ 公表不可							
玖珠町	52.4	50.5	53.3	52.6	51.5	51.0	52.4	51.8	53.4	52.4	53.2	52.5	50.7	51.7
<b>大分県</b>	<b>51.5</b>	<b>50.3</b>	<b>52.1</b>	<b>51.8</b>	<b>51.0</b>	<b>50.7</b>	<b>50.7</b>	<b>50.2</b>	<b>51.1</b>	<b>50.7</b>	<b>50.5</b>	<b>50.1</b>	<b>49.3</b>	<b>49.8</b>
上段：国県私立校を含む全校 下段：市町村立学校のみ	51.4	50.2	52.0	51.7	50.9	50.7	50.5	49.9	50.8	50.3	50.2	49.7	48.9	49.5

※ 姫島村の小学校・中学校、九重町の中学校は、学校が1校のため公表すると学校名等が特定されることから非公表とする。

## 「九州トップレベル」達成の戦術＝学力向上検証サイクル(案)

【平成25年度事業等の説明(前期スタート時)】



### リレー式授業改善協議会(案)

大分県教育委員会

【趣旨】 国・県の学力調査結果から喫緊に解決しなければならない課題について、説明や講義を実施し関係者による共通認識を図り、県をあげて全校で組織的に取り組む学校改善や授業改善に資する。

- |   |
|---|
| <p><b>1(10/3) 校長のリーダーシップのもと、教務主任等主要主任が進める学校改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長、主幹教諭又は教務主任対象(1,000人規模)</li> <li>・文部科学省 田中 孝一前主任視学官講義「国の教育改革と組織としての学校のあり方」</li> <li>・実践校によるセッション(校長2名、教務主任2名)</li> <li>・行政説明</li> </ul>   |
| <p><b>2(10/9) 小学校国語・算数の授業改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5学年担任対象(300人規模)</li> <li>・文部科学省 富山 哲也調査官講義「『活用』する力を高める授業の創造」</li> <li>・指導教諭によるセッション(国語・算数)</li> <li>・行政説明</li> </ul>   |
| <p><b>3(10/10) 中学校国語・数学の授業改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2学年国語・数学担任対象(300人規模)</li> <li>・文部科学省 富山 哲也調査官講義「『活用』する力を高める授業の創造」</li> <li>・指導教諭によるセッション(国語・数学)</li> <li>・行政説明</li> </ul>   |
| <p><b>4(10/30) 習熟度別指導等組織的なつまづき解消の在り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・習熟度別少人数指導教員及び指導方法の工夫改善加配教員対象(300人規模)</li> <li>・秋田県教育委員会関係者説明「習熟度別少人数指導を通じた組織的なつまづき解消のあり方」</li> <li>・習熟度別少人数指導教員等によるセッション(小学校1名、中学校1名、市町村教委1名+秋田県教育委員会関係者)</li> <li>・行政説明</li> </ul>  |
| <p><b>5(11/11) 総合的な学習の時間等「活用」力向上に繋がる授業改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導教諭、学力向上支援教員、司書教諭等対象(300人規模)</li> <li>・文部科学省 田村 学調査官講義「総合的な学習の時間を中心とした思考力・判断力・表現力の育成」</li> <li>・山形県鶴岡市立朝陽第一小学校 元学校司書 五十嵐 絹子氏「学校図書館を活用した言語活動の充実」</li> <li>・学力向上支援教員等によるセッション(支援教員2名、モデル校1校、教育委員会関係者)</li> <li>・行政説明</li> </ul> |

学力向上キャンペーン

# Skill Up OITA 2010

大分県教育委員会

### 低学力層の児童生徒に優しい 授業改善の徹底

校長経営  
のPoint

日常化  
可視化  
組織化

授業改善のPoint

- (授業時間の制御)
- ①「1時間完結」型授業の徹底  
(教室空間の制御)
  - ②板書の構造化、板書とノートへの一体化  
(人間関係の制御)
  - ③習熟の程度に応じた指導の強化

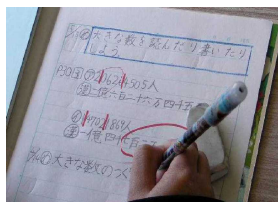
目指す授業

児童生徒が

- ゴールを見通せる授業
- 「振り返り」のできる授業
- 独自課題に挑戦できる授業



「1時間完結」型授業の取組  
(宇佐市立長洲中学校)



「板書とノートの一体化」指導  
(国東市立国東小学校)



一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導の徹底  
(中津市立和田小学校)

学力「九州トップレベル」向上オペレーション

# Skill Up OITA 2013

大分県教育委員会

- 低学力層の底上げ
  - 上位層への更なる引き上げ
- 授業改善の徹底

校長経営  
のPoint

日常化  
可視化  
組織化

授業改善のPoint

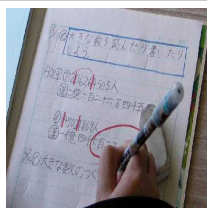
- ①「1時間完結」型授業の徹底
- ②板書の構造化、板書とノートへの一体化
- ③習熟の程度に応じた指導の強化
  - ・習熟度別少人数指導教員(36名)
- ④思考・判断・表現の工夫
  - ・指導教諭(32名)、学力向上支援教員(72名)
  - ・小学校教科担任制の導入

目指す授業

- ①ゴールを見通せる授業
- ②「振り返り」のできる授業
- ③躰き解消に取り組める授業
- ④夢や目標に挑戦できる授業



「1時間完結」型授業の取組



「板書とノートの一体化」指導



一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導の徹底



「どの考え方がよいか」を判断

「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」  
推進プランより

数値目標を掲げ、全町態勢の芯の通った組織で学力向上  
(玖珠町教育委員会の取組)

Step1 PLAN 学力の実態を明らかにし「学力向上推進計画」を公表 (H21.12~H22.1)

大分県教育委員会が平成21年度に企画した学力向上対策先進地研修に、玖珠町は積極的に参加した。

学校教育課長並びに3名の教員が、平成21年11月に秋田県由利本荘市を訪問し、翌月には、町長、教育委員、町議、保護者、教職員等、約250名が参加して視察報告会が実施された。



この報告会で、玖珠町教育委員会は今後3年間の学力向上推進計画(案)を発表した。

【秋田県視察報告会 (H21.12)】

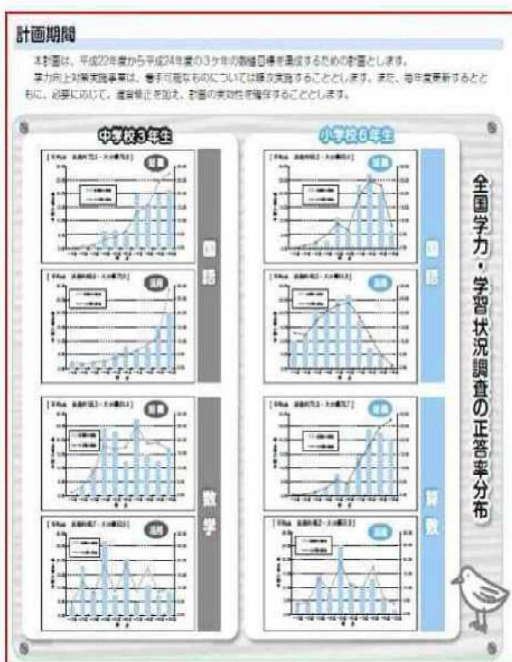
さらに、同町教育委員会は平成22年1月の教育広報に、全国学力・学習状況調査の結果並びに「玖珠町学力向上推進計画(成案)」(平成22~24年度)を公表した。

この推進計画には、次の数値目標が掲げられた。

☆全ての学年全ての教科で大分県平均を上回ること!

そのため、

- ・ 下位層の児童生徒の正答率を10ポイントアップ
- ・ 中位層の児童生徒の正答率を5ポイントアップ
- ・ 上位層の児童生徒の正答率をさらにステップアップし、目標達成を図ります。



【教育広報 (H22.1)】

Step2 Do 具体的な行動「玖珠町基礎・基本学力定着システム」(H22.2)

学力向上推進計画を実行するにあたって、玖珠町教育委員会は教育委員会の体制を次のように整備し、組織化を図った。

- 1) 学力向上推進チーム（現学校教育課学力向上推進班）の設置
  - \*構成 教育長、学校教育課長、指導主事、外事務局員
  - 学力向上拠点校校長、学力向上支援教員 計12名
- 2) 平成22年度「学力向上支援教員」配置要項
- 3) 『玖珠町版授業指導法』策定委員会の設置
- 4) 学力向上に向けた役割分担
  - ・学力向上推進チーム 学力向上推進計画の進行管理
  - ・指導主事 学力調査の実施及び分析
  - ・学力向上支援教員 授業改善に資する授業公開

その上で、PDCAサイクルに則った『玖珠町基礎・基本学力定着システム』～「読み、書き、計算」の定着・習熟に向けて～」を策定した。

これは、学力向上推進計画に定めた「各校での基礎・基本の定着」を町全体で同一步調で具体化するため、年間4回の町教育委員会主催の「基礎基本確認テスト」の実施やテスト後の事後指導、保護者への説明と協力依頼等、「何を」「いつ」「誰が」「どのように」するのか、PDCAサイクルのスケジュール化を図り、各校での基礎・基本の定着を促進するとともに、定着状況を点検するものである。



【確認テスト推進会議】

加えて、全町で統一的に授業改善を図るため、同システムに授業改善の年間スケジュールも定めた。このスケジュールを下に校長の授業観察や教員間の互見授業、学級・学年を超えた全校教職員による研修等が計画的に進められている。



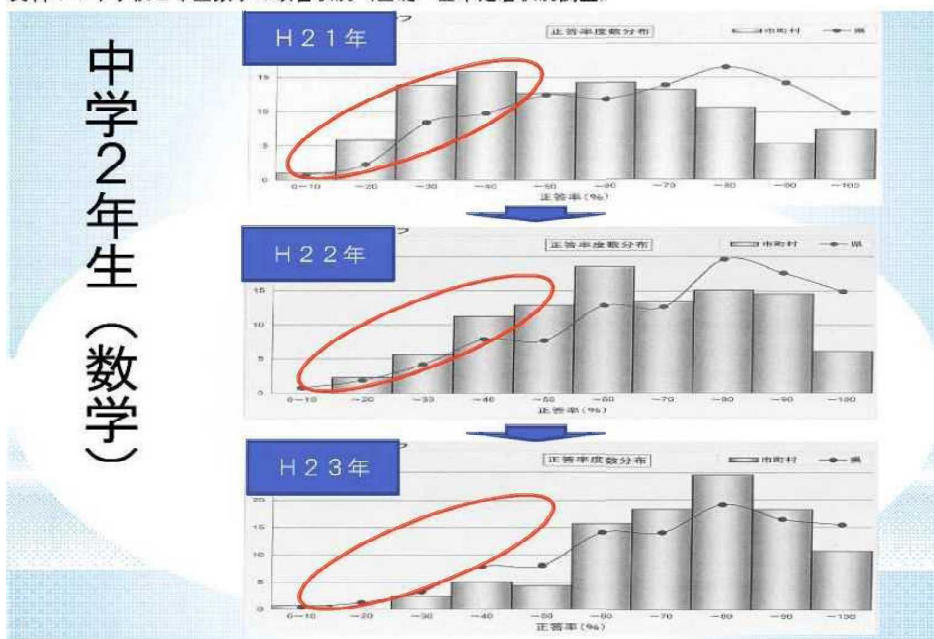
【習熟に合わせた指導の様子】

Step3 Check 学力向上推進計画による2年間の取組の成果

学力向上推進計画を策定し、町を挙げて具体的な行動を展開してきた結果、着実に児童生徒の学力は向上してきた。資料1は、本県学力調査結果でうかがえる本町の低学力層生徒の学力の改善状況である。

今年度の中3全国学力学習状況調査の標準化得点では、資料2のとおり、当該学年が3年前の小学6年の際の調査と比較して着実な学力向上が図られている。

資料1：中学校2年生数学の改善状況（基礎・基本定着状況調査）

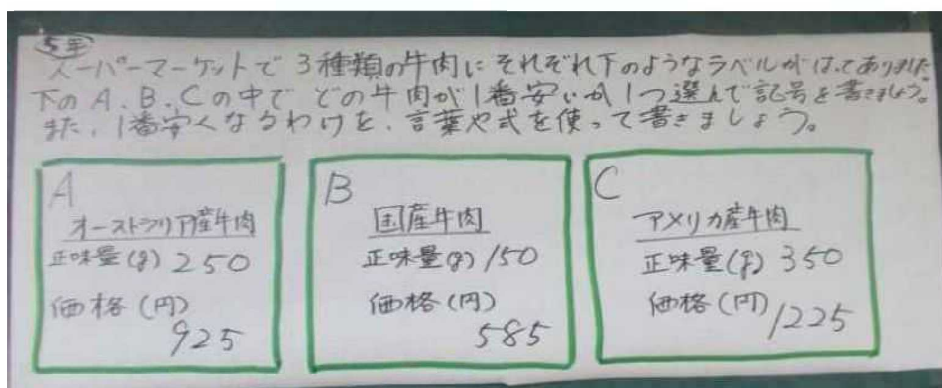


資料2：全国学力・学習状況調査での改善状況

H21小6	H24中3	改善状況
国語A 100	国語A 101	+1ポイント
国語B 98	国語B 101	+3ポイント
算数A 99	数学A 100	+1ポイント
算数B 98	数学B 98	※課題あり

Step4 Action さらなる高みを目指して

基礎的・基本的な知識の定着に関しては、一定の成果を収めたものの、算数・数学のB問題に関しては課題がある。そこで、町主催の研修会で、教員自らがB問題を作問し、今、求められている学力の共通認識を図り、さらなる授業改善へとつなげている。



【B問題の作成例】

## いじめ防止対策推進法（概要）

### 一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

### 二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

### 三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

### 四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

### 五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）



いじめ防止対策推進法

目次

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条―第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条―第二十一条）

第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条―第二十七条）

第五章 重大事態への対処（第二十八条―第三十三条）

第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる

おそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する

責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ

防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防

止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### 第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)



第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携

の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信され

た情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報という。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又は

その保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であつて教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるも

のとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項

(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。



(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措

置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。

以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使

その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文

部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

## 第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。





## 理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめ【概要】

### 1 土曜授業に関する検討の経緯

- 本年3月、省内に、「土曜授業に関する検討チーム」（主査：義家弘介大臣政務官）を立ち上げ、教育委員会等からのヒアリングも行いつつ、土曜授業の在り方について検討。

### 2 土曜授業の実施に関する基本的方向

#### (1) 土曜日における教育活動の理念

- 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるといふ理念は、普遍的に重要。
- 学校週5日制は、このような基本理念を踏まえて導入されたものであるが、一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘。  
子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら取組を充実することが必要。

#### (2) 土曜授業の制度設計

- 学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、その推進のための制度設計について、以下の二つの場合に分けて検討。

##### <全国一律で土曜授業を制度化する場合（隔週等で実施する場合も含む）>

- 全国一律で原則土曜日に授業を行う制度へ変更。
- 学校週5日制を前提に定着してきた様々な取組や実情があることなどに留意した上で検討することが必要。
- 教職員の勤務体制についても、法令改正などを検討する必要がある、労働法制及び公務員法制全体に関わる課題となりうることに留意することが必要。

##### <設置者の判断で土曜授業を実施する場合（隔週等で実施する場合も含む）>

- 現在も、一部で実施され、成果が報告。
- 学校教育法施行規則に定める「特別の必要がある場合」の基準が明確でないことが、各設置者に実施を躊躇（ちゅうちょ）させているとの指摘がある。
- 学校教育法施行規則を改正し、設置者の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能である旨を明確化することにより、土曜授業の実施を促進し、子供たちの学習活動の充実を図ることが考えられる。



- 全国一律での土曜授業の制度化については、今後、教育課程全体の在り方の中で検討する必要。

まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行うことが考えられる。

- 質の高い土曜授業の実施のための支援策や、土曜日の地域における学習やスポーツ、体験活動など様々な活動を一層促進するための方策など、子供たちの土曜日をトータルとしてより豊かで有意義なものとするための施策についても検討する必要。

**(3) 土曜授業の実施に当たり留意すべきこと**

- 例えば、地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、土曜日に実施することのメリットを活かしながら、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業を行うなどといった工夫が期待。
- 土曜授業を実施する場合どの程度の頻度とするかなどについては、学校や地域の実情、子供たちの負担等も踏まえながら、設置者において適切に判断。土曜授業以外にも、地域における様々な活動が実施されていることから、学校、家庭、地域が連携して、土曜日を有意義に活用していくことが重要。

**3 今後の検討**

- 以上の基本的方向をもとに、今後更に必要な調査や情報収集等を行いながら、具体的な制度設計や支援方策等について検討。
- 特に、今後の制度改正等にも資するよう、改めて各教育委員会等への調査を行うとともに、本年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒の土曜日の過ごし方についての結果等も踏まえながら、中央教育審議会等における議論も踏まえた専門的な検討を行い、本年秋を目途に一定の成果を出すことを目指す。

## 佐伯地域新設高校の校名候補について

H25. 7. 9 高校教育課

1	会議名	第1回新設高校開校支援委員会
2	日時	平成25年7月4日(木) 10:00~11:30
3	会場	佐伯鶴岡高等学校 会議室

新設高校開校支援委員会で、以下の4案が候補に挙げられた。

候補名	主な推薦理由
佐伯豊南 <small>さいきほうなん</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの卒業生が、地元佐伯の行政・経済分野で活躍している。</li> <li>佐伯農業高校（現、佐伯鶴岡高校）は、佐伯豊南高校から分離独立した経緯がある。</li> </ul>
佐伯鶴豊 <small>さいきかくほう</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後入学してくる中学生からの応募が一番多く、高校生は二番目に多い。</li> <li>佐伯豊南高校と佐伯鶴岡高校が一つになったことがわかる校名である。</li> </ul>
佐伯総合 <small>さいきそうごう</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業、工業、商業、福祉など様々な産業に関わりのある学校である。</li> <li>子どもたちが夢と希望を持てるようにするためには、従来の校名でなく、新しい校名の佐伯総合がよい。</li> </ul>
佐伯城西 <small>さいきじょうさい</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐伯市の中心には城山があり、城山の東には鶴城高校、南には佐伯城南中、今度できる新しい学校は城山の西に位置するようになる。</li> <li>新しくできる学校は、これまで使われた校名でなく佐伯城西でつくって欲しい。</li> </ul>

## 1 応募状況

### (1) 地域別応募状況

地 域	応募人数	割 合
佐伯市	3,177	95.4%
県内(市外)	78	2.3%
県外	67	2.0%
未記入	8	0.2%
合 計	3,330	

### (2) 方法別応募状況

方 法	応募人数	割 合
回収	2,679	80.5%
郵送	95	2.9%
メール	56	1.7%
FAX	131	3.9%
持参	369	11.1%
合 計	3,330	

### (3) 所属・地域別応募状況

所 属	応募人数	割 合	地 域	応募人数	割 合	
一 般	667	20.0%	県 内	佐伯市内	515	15.5%
				佐伯市外	77	2.3%
			県 外	67	2.0%	
			未 記 入	8	0.2%	
高 校 生	1,052	31.6%	佐伯市内	1,051	31.6%	
			佐伯市外	1	0.0%	
中 学 生	1,611	48.4%	佐伯市内	1,611	48.4%	
合 計	3,330			3,330		

## 2 過去の校名変更の事例

年	統合校名	統合前 旧校名
平成18年	三重総合高等学校	三重、三重農業、竹田商業、緒方工業
平成19年	宇佐高等学校	四日市、宇佐
平成20年	国東高等学校	国東農工、国東
平成21年	中津東高等学校	中津商業、中津工業
平成22年	爽風館高等学校	別府鶴見丘(定)、大分中央、碩信
平成24年	津久見高等学校	臼杵商業、海洋科学、津久見
平成25年	日出総合高等学校	山香農業、日出暘谷

### 3 応募数の多い校名

順位	全体 応募総数 (3,300)				内 訳											
	校名	応募数	総数に占める割合	一般 応募数 (667)				高校生 応募数 (1,052)				中学生 応募数 (1,611)				
				順位	校名	応募数	総数に占める割合	順位	校名	応募数	総数に占める割合	順位	校名	応募数	総数に占める割合	
1	佐伯豊南	723	21.9%	1	佐伯豊南	509	76.3%	1	佐伯豊南	177	11.0%	1	佐伯鶴豊	250	23.8%	
2	佐伯鶴豊	392	11.9%	2	佐伯総合	16	2.4%	2	佐伯鶴豊	133	8.3%	2	佐伯総合	151	14.4%	
3	佐伯総合	265	8.0%	3	佐伯城西	11	1.6%	3	佐伯総合	98	6.1%	3	佐伯鶴南	128	12.2%	
4	佐伯豊岡	186	5.6%	4	佐伯鶴豊	9	1.3%	4	佐伯豊岡	96	6.0%	4	佐 伯	105	10.0%	
5	佐伯鶴南	166	5.0%	5	佐伯鶴望	8	1.2%	5	佐伯鶴岡	59	3.7%	5	佐伯鶴岡	103	9.8%	
6	佐伯鶴岡	163	4.9%	6	佐伯豊岡	4	0.6%	6	佐 伯	49	3.0%	6	佐伯豊岡	86	8.2%	
7	佐 伯	157	4.8%	6	佐伯豊鶴	4	0.6%	7	佐伯豊鶴	38	2.4%	7	佐伯豊鶴	58	5.5%	
8	佐伯豊鶴	100	3.0%	8	佐 伯	3	0.4%	8	佐伯鶴南	36	2.2%	8	佐伯豊南	37	3.5%	
9	佐伯鶴望	50	1.5%	9	佐伯鶴南	2	0.3%	9	佐伯鶴望	33	2.0%	9	佐伯南岡	27	2.6%	
10	佐伯南岡	47	1.4%	9	佐伯南岡	2	0.3%	10	佐伯南岡	18	1.1%	10	佐伯城西	18	1.7%	
11	佐伯城西	32	1.0%	11	佐伯鶴岡	1	0.1%	11	佐伯緑豊	9	0.6%	11	佐伯鶴望	9	0.9%	
12	佐伯緑豊	19	0.6%	11	佐伯緑豊	1	0.1%	12	佐伯城西	3	0.2%	11	佐伯緑豊	9	0.9%	

### 4 校名候補の選定の過程について

応募総数 3,330 校名種類 828

第一次候補

新設高校開校準備室  
平成25年6月14日(木)  
828案より15案を選抜



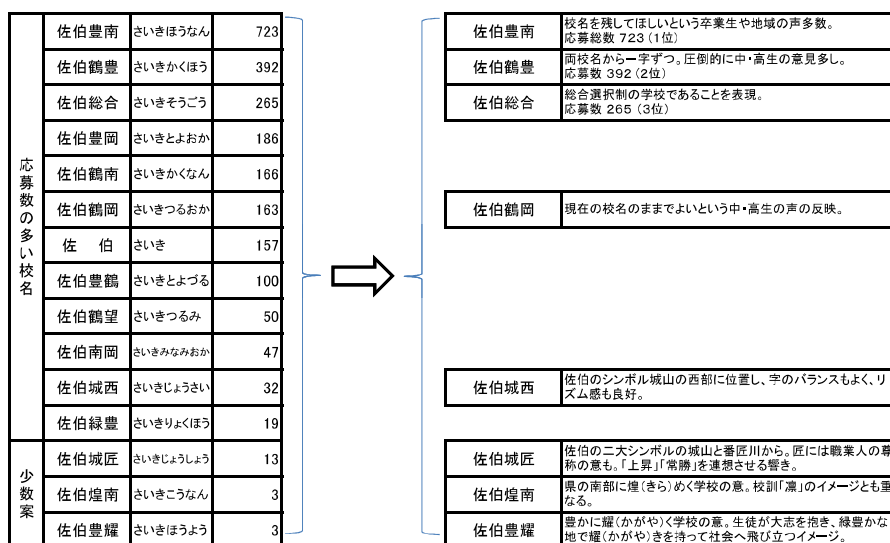
第二次候補

第3回新設高校開校準備委員会  
平成25年6月20日(木)  
15案より8案を選抜



第三次候補

第1回新設高校開校支援委員会  
平成25年7月4日(木)  
第二次候補8案から3~4案選抜し、教育委員会へ推薦



**平成25年度  
県教育委員会、市町村教育委員会、小・中学校長の地域別意見交換会  
実施予定**

**1 目 的**

県教育委員会と市町村教育委員会及び小・中学校長が効果的な取組や課題を共有し、全県を上げて児童生徒の育成を図ることを目的として行う。市町村教育委員会から当該市町村における効果的な取組やそれを拡大していく方法（「点から面へ」「組織的な取組」）について発表していただいた上で県教育委員会、市町村教育委員会及び小・中学校長が現状や課題等について率直に意見交換を行い、双方向の意思疎通を深める。

**2 参 加 者**

- ・市町長（お時間が許せば）
- ・公立小・中学校長、学校支援センター所長
- ・県立高等学校長、特別支援学校長
- ・市町教育委員会関係者
- ・県教育委員会教育委員、県教育委員会教育長関係課（局・室）長、教育事務所長等

**3 予 定**

① 8月 7日（水） 別府市・日出町

時間 15:00～17:00

場所 別府市役所 5F大会議室

② 8月23日（金） 由布市・九重町

時間 15:00～17:00

場所 湯布院庁舎コミュニティセンター 2Fホール

③ 10月8日（火） 大分市

時間 13:00～15:00（Aグループ）

15:30～17:30（Bグループ）

場所 大分市金池会館 大ホール

④ 11月 宇佐市・杵築市

⑤ 1月 佐伯市（移動教育委員会）